

中間前金払制度の導入及び事務取扱についての要領

平成 17 年 3 月 28 日制定

令和 4 年 3 月 17 日改正

1 中間前金払の対象工事

1 件の請負代金額が 1,000 万円以上であり、かつ、請負者が中間前金払を選択しているものを対象とする。

(ただし、平成 17 年 4 月 1 日以降入札通知を行う工事から適用)

2 中間前金払と部分払の選択

請負代金額が 1,000 万円以上の工事については、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかを選択させることとし、あらかじめ入札条件に記載するとともに（例：別紙 1）、書面（様式 1）で提出させるものとする。

なお、選択に応じて、契約書の該当条項の上部余白に次のように記載し、契約当事者が押印するものとし、契約締結後の変更は認めないこととする。

(1) 中間前金払を選択した場合

「八幡浜市工事請負約款（以下「工事約款」という。）第 38 条は適用しない。ただし、年度を超えて施工する必要がある工事（債務負担行為又は繰越明許費に係る工事）については、各年度末の部分払に限り適用する。」

(2) 部分払を選択した場合

「工事約款第 35 条第 3 項及び第 4 項は適用しない。」

3 中間前金払の支払い要件

次のすべての要件を満たす場合に、中間前金払を行うことができる。

(1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。

(2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

4 中間前金払の割合

請負代金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負代金額の 10 分の 6 を超えてはならないものとする。

5 中間前金払に係る認定の方法

(1) 請負者から中間前金払認定請求書（様式 2）に工事履行報告書（様式 3）を添付して提出があったとき、当該工事の監督員は上記 3 の要件を満たしているか調査するものとする。

(2) 調査は、原則として工事履行報告書、工程表（工事約款第 3 条の規定によるもの）等の書面で行い、現地確認は要しないものとするが、出来高の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提出等を求めることができるものとする。

なお、工程や経費が明らかに 2 分の 1 を超えると認められない場合は、要件を満たしていないものとみなす。

- (3) 工事現場等に搬入された検査済の工事材料があるときは、これに相応する請負代金相当額を出来高に加算することができるものとする。
- (4) 工事約款第 19 条に基づき、工事内容等の追加指示が行われていれば、当該工事内容等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該工事内容等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。

【注：出来高の計算にあたっては、以下の式を適用するので、留意されたい。】

$$(\text{出来高}) = (\text{B} + \text{C}) \div \text{A}$$

A：中間前払金の支払請求時点における請負契約額

B：中間前払金の支払請求時点における契約内容に対応した出来高

C：当該部分に係る契約書の変更が未実施の部分

(ただし、工事約款第 19 条に基づき請負者に通知済のものに限る)

- (5) 上記の調査により適当と認める場合、監督員は発注担当課長までの決裁を得た後、中間前金払認定調書（以下「認定調書」という。：様式 4）を作成し、請負者に 1 部交付することとする。
- (6) 中間前金払に係る認定は、当該請求を受けた日から遅くとも 7 日以内に当該通知を行うこととする。ただし、請負者が提出する資料について内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときはこの限りでない。
- (7) 請負者は、中間前金払の支払請求にあたっては、工事請負代金一部前払額決定申請書を提出し、その決定を受けた後、請求書に当該中間前金払に係る保証証書を添付して提出するものとする。
- 6 債務負担行為等の工事等に係る特例

- (1) 債務負担行為に係る契約分については、当該年度の出来高予定額が当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。なお、この場合の 3 に定める要件は、それぞれの年度ごとの工期、工程及び出来高により認定するものとする。
- (2) 中間前金払を選択した場合においても、各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払については、行うことができるものとする。

7 改正前の工事請負契約書の扱いについて

今回の改正により、工事請負契約約款は、第 34 条のほか、第 35 条、第 40 条が変更されるが、中間前金払を申請する場合は、改正後の約款を使用すること。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日施行する。

附則（令和 4 年 3 月 17 日制定）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のそれぞれの様式の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(別紙 1)

中間前金払と部分払の選択について

請負代金額 1,000 万円以上の工事については、落札者となった場合に、中間前金払と部分払のいずれか希望するものを契約締結時に選択していただくことになります。

* 入札前に…

落札者となった場合に、中間前金払と部分払のいずれを選択するか、あらかじめ検討をお願いします。例えば部分払を選択した場合は、中間前金払の請求はできません。その逆も同じです。

なお、いったん選択した後の変更は、認められませんので注意してください。

* 落札者になったら

落札者には、中間前金払と部分払のいずれかを選択する用紙をお渡ししますので、必要事項を記載の上、契約締結までに契約担当者に提出してください。

【中間前金払制度】

前金払の支払を受けた後、次の要件を充足した場合、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約を締結し、請負代金額の 10 分の 2 の範囲内で追加の前金払を受けることができる制度です。

- ① 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- ② 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(様式1)

中間前金払と部分払の選択届出書

年 月 日

八幡浜市長

様

住所
請負者
氏名

下記の工事については、
中間前金払
部分払
を選択します。

記

工事番号	
工事名	
工事場所	
工期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
請負代金額	

(様式2)

中間前金払認定請求書

年 月 日

八幡浜市長 様

住所
請負者
氏名

下記の工事について、中間前金払の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工事番号	
工事名	
工事場所	
契約年月日	
工期	着工 年 月 日
	完成 年 月 日
請負代金額	

